

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間

2. 内容

目標 産前産後休業や育児休業、各種給付金、産育休中の社会保険料の免除などの制度及び職場復帰に関する情報提供や周知を行う。

<対策>

- ・令和5年2月 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- ・令和5年4月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法を検討する
- ・令和5年5月 パンフレット配布、ポスターの院内掲示等により社員に周知を図る
- ・令和5年6月 育児休業中の職員への定期的な情報提供を行う
- ・令和6年2月 社員に再度周知を図る